

生駒市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、義務教育の円滑な実施に資するため、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において就学援助費を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者及び支給対象経費)

第2条 就学援助費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、生駒市立の小学校又は中学校（以下「生駒市立学校」という。）に在学する児童生徒で別表第1に掲げるもの
- (2) 市内に住所を有し、かつ、他の地方公共団体の設置する小学校又は中学校に在学する児童生徒で別表第1に掲げるもの
- (3) 他の市町村に住所を有し、かつ、生駒市立学校に在学する児童生徒で別表第1に掲げるもののうち、当該他の市町村と協議の上、就学援助費の支給が必要と認められるもの

2 就学援助費の支給の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び前項第2号に掲げる支給対象者については、別表第2に掲げる経費
- (2) 前項第3号に掲げる支給対象者については、別表第2に掲げる経費のうち、当該他の市町村と協議の上、必要と認められるもの

(支給額)

第3条 就学援助費の支給額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる経費以外の経費 市長が別に定める額
- (2) 学校給食費及び医療費 当該経費の全額

2 前項の規定にかかわらず、就学援助費は、他から補助が受けられる経費及び生活保護と重複して支給しない。

(受給申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて就学援助費受給申請書（様式第1号）を、市長が別に定める当初申請期間内又は追加申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の市町村民税の課税証明書又は非課税証明書（ただし、本市の公簿等により確認できるときは、添付を必要としない。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(支給の認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就学援助費の支給の認定の可否を決定し、その旨を申請者及び当該児童生徒の在学する学校の学校長に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の必要に応じ、学校長、民生委員、福祉事務所長等に意見を求めることができるものとする。

(支給期間)

第6条 前条第1項の規定による就学援助費の支給の認定を受けた者に対して就学援助費の支給を開始する日は、別表第3のとおりとし、当該年度の末日をもって支給を終了するものとする。ただし、第8条の規定による支給の停止決定を受けた者は、当該停止決定を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、その月）から給付を行わないものとする。

(支給方法)

第7条 市長は、就学援助費を原則として9月、1月及び3月の年3回に分けて当該児童生徒の保護者に支給するものとする。ただし、医療費に係る就学援助費の支給については、医療機関等からの請求により当該医療機関等に対して行うものとする。

(支給の停止)

第8条 市長は、支給期間の途中において、就学援助費を受給している児童生徒又はその保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、就学援助費の支給を停止するものとする。

- (1) 児童生徒が支給対象者でなくなったとき。
- (2) 児童生徒の保護者が就学援助費の受給を辞退したとき。
- (3) 児童生徒が死亡したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により就学援助費の給付を受けていることが判明したとき。
- (5) その他市長が支給の停止を必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項第4号に規定するときにあつては、既に給付を受けた就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 就学援助費の支給を停止したときは、関係者に通知するものとする。

(報告事項)

第9条 学校長は、児童生徒が年度の途中において、転出、死亡等により支給を必要としなくなったときは、速やかに市長へ報告するものとする。

(施行の細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第11条 この要綱において市長が行うこととなる事務は、教育委員会に委任するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日において、改正前の生駒市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱第 5 条の規定による就学援助費の支給の認定を受けていた児童生徒に係る就学援助費については、当該児童生徒が当該認定に係る小学校又は中学校に在学している間は、改正後の生駒市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

要保護者	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する者
準要保護者	(1) 要保護者に準ずる程度に生活が困窮している者で、次のいずれかに該当する児童生徒 ア 前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた世帯に属する児童生徒 イ 当該年度の市町村民税の所得割課税額（世帯のうちに収入のある者が 2 人以上いる場合は、それらの者の額を合算する。）が市長の定める額以下である世帯に属する児童生徒 (2) 前号に掲げるもののほか、学校長又は民生児童委員が特に援助する必要があると認める状態にある児童生徒で市長が認めるもの

別表第 2（第 2 条関係）

区 分	内 容
学校給食費	給食費
学用品費 通学用品費	各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料等を含む。）のうち、児童生徒が所持することとなるものの購入費
新入学児童生徒学用品費	新入学の児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
体育実技用具費	児童生徒が体育の授業において必要とする体育実技用具のうち、当該授業を受ける児童生徒が用意することとされているものの購入費
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要とする交通費及び見学科
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要とする交通費及び見学科。ただし、支給の対象となる校外活動は、1 年度につき 1 回限りとする。
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要とする経費で、交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（記念写真代、医薬品代、しおり代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、通信費、旅行取扱料金等）
医療費	児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に規定する疾病にかかり、その疾病の治療のための医療に要する経費（社会保険等に参加している場合は、被保険者として社会保険等の給付を受ける額を控除した額）

通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が、児童にあっては４キロメートル以上、生徒にあっては６キロメートル以上である者について、当該児童生徒が通学に利用する交通機関の旅客運賃に限る。）
-----	---

備考 「校外活動」とは、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。

別表第３（第６条関係）

区 分	支 給 を 開 始 す る 日
当初申請期間内に受給の申請があった場合	当該年度の４月１日
追加申請期間内に受給の申請があった場合	(1) その月の初日から１５日までに受給の申請があった場合は、その月の初日 (2) その月の１６日から末日までに受給の申請があった場合は、その月の翌月の初日